

平成二十二年十月十九日受領  
答 弁 第 三 八 号

内閣衆質一七六第三八号

平成二十二年十月十九日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出外務省在外公館が保管するワインに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出外務省在外公館が保管するワインに関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、詳細な調査を行う必要があるため、お答えすることは困難である。

三について

在外公館で保管されているワインは、すべて公費で購入されたものである。

四から六までについて

外務省としては、従来より在外公館において物品が適正に管理されるよう指示してきているが、今般、会計検査院からの指摘も踏まえ、経済協力開発機構日本政府代表部、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部及び軍縮会議日本政府代表部におけるワインの在庫について、他の在外公館への管理換え、民間業者への売却等を通じて減少させることとしたところである。今後とも、保有するワインの適正な管理に一層努めるよう在外公館に指示してまいりたい。